

手話言語法(仮称)制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手指や表情に変えて表現していると思われがちであるが、本来は独自の語彙や文法体系を持っている言語である。「音声が届かない」「音声で話すことができない」など聴覚障害者にとって、日常生活を営む上で、手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には「手話は言語」であることが明記されている。

また障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された「障害者基本法」の第3条では「全ての障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

さらに同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由参加できる環境整備を図ることが求められている。

よって、国においては、上記の内容を盛り込んだ「手話言語法(仮称)」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月25日

御 坊 市 議 会

衆議院議長	伊 吹 文 明 殿
参議院議長	山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
総務大臣	新 藤 義 孝 殿
厚生労働大臣	田 村 憲 久 殿